

平成31年第4回瑞穂市教育委員会定例会会議録

平成31年4月22日（月）午後2時00分開議

議 事 日 程

開会及び開議の宣告

日程第1 平成31年第3回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

日程第2 会議録署名委員の指名について

日程第3 報告第3号 特定教育・保育事業者の公表について

日程第4 報告第4号 瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の一部改正について

日程第5 承認第4号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱についての専決処分について

日程第6 議案第25号 平成31年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について

日程第7 議案第26号 瑞穂市教育支援委員の委嘱について

日程第8 議案第27号 瑞穂市教育支援センター運営委員の委嘱について

日程第9 議案第28号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について

日程第10 議案第29号 瑞穂市総合センター屋上防水改修工事の計画について

日程第11 議案第30号 瑞穂市総合センター自家発電設備更新工事の計画について

日程第12 議案第31号 瑞穂市総合センター大ホールボアードケーブル取替工事の計画について

日程第13 教育長の報告

日程第14 そ の 他

閉会の宣言

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した委員

加 納 博 明

加 藤 悟

森 下 伊三男

加木屋 加緒里

○本日の会議に欠席した委員

福 野 佐代子

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

教育次長	児 玉 太
教育総務課長	松 島 孝 明
学校教育課長	小 川 瑞 樹
学校教育課主幹	曾我部 雄 志
学校教育課総括課長補佐	堀 貴 嗣
幼児支援課長	林 美 穂
幼児支援課総括課長補佐	今 木 浩 靖
生涯学習課長	児 玉 睦
生涯学習課主幹	辻 治 彦
生涯学習課総括課長補佐	野 津 浩 行

○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名

教育総務課総括課長補佐	松 野 英 泰
-------------	---------

○傍聴者

なし

開会 午後 2 時 0 0 分

開会及び開議の宣告

○教育長 只今から平成 3 1 年第 4 回瑞穂市教育委員会定例会を開会致します。
それでは、日程に従って進めさせていただきます。

日程第 1 平成 3 1 年第 3 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

○教育長 日程第 1 平成 3 1 年第 3 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、議題と致します。
事務局より過日郵送にてお配りいただいておりますがご異議ございませんか。
異議がないようですので、平成 3 1 年第 3 回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について、承認することと致します。

日程第 2 会議録署名委員の指名について

○教育長 本日の会議録署名委員の指名について、議題と致します。
森下委員にお願い致します。

日程第 3 報告第 3 号 特定教育・保育事業者の公表について

○教育長 日程第 3 報告第 3 号 特定教育・保育事業者の公表について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○幼児支援課長 報告第 3 号 特定教育・保育事業者の公表について、別紙のとおり、瑞穂市教育委員会定例会に報告する。平成 3 1 年 4 月 2 2 日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 4 1 条の規定により、特定教育・保育事業者を公表するため、瑞穂市教育委員会告示を行ったもの。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○教育長 先日は竣工式ありがとうございました。ほづみの森こども園が開園し

たことの公表です。資料も付いています。落ち着いたら子どもたちの様子について視察の計画をしたいと思います。ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第3 報告第3号 特定教育・保育事業者の公表について、承認することと致します。

日程第4 報告第4号 瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の一部改正について

○**教育長** 日程第4 報告第4号 瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の一部改正について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**幼児支援課長** 日程第4 報告第4号 瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の一部改正について、瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の一部を改正する告示を、瑞穂市教育委員会に報告する。平成31年4月22日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、私立保育所等が実施する保育体制強化事業について、市の補助事業に追加したため改正を行うもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** 別紙、新旧対照表の改正後の欄のアンダーラインの箇所4か所と保育体制強化事業補助金欄が用務員を雇用したらのところが大きく2つに分けて変わりました。月額9万円ですか。

○**幼児支援課長** 上限が9万円です。

○**森下委員** 県の補助金交付要綱の関係法令が変わったとのことですが、実質の内容は変わっていないのですか。

○**幼児支援課長** はい。基準は国の要綱ですが、この要綱では県補助金交付要綱にしてありました。しかし県補助が分離した関係で改正させていただきます。基準額は変わっていません。

○**教育長** そのほか、ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第4 報告第4号 瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱の一部改正について、承認することと致します。

日程第 5 承認第 4 号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱についての専決処分について

○教育長 日程第 5 承認第 4 号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱についての専決処分について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○生涯学習課長 日程第 5 承認第 4 号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱についての専決処分について、瑞穂市教育委員会事務局委任規定（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 3 条第 1 項の規定により、瑞穂市社会教育推進員に別紙の者を委嘱したので、同条第 2 項の規定により報告し、瑞穂市教育委員会の承認を求める。平成 31 年 4 月 22 日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納 博明。提案理由、瑞穂市社会教育推進員設置要綱（平成 15 年瑞穂市教育委員会告示第 3 号）第 4 条の規定により、瑞穂市社会教育推進員が欠けたため新たに委嘱するもの。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○教育長 任期は、4 月 1 日から 2 年間です。委嘱をしましたので承認を求めるものです。設置要綱の規定によりとの提案理由でありますので設置要綱も付くと分かりやすいと思います。どのような仕事をしていただいていますか。

○生涯学習課長 社会教育について、校区のほうで中心に活動していただく方になります。各校区では行事が多少違いますが、夏祭りやウオーキング、運動会などを中心となりやっていただく方になります。

○教育長 1 自治会には、基本的に 1 名ですか。

○生涯学習課長 基本的には 1 名です。巣南校区は昔からの関係で 2 名で 3 自治会が 1 名です。自治会によっては社会教育、社会体育として出してみえるところが多いです。

○教育長 そのほか、ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第 5 承認第 4 号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱についての専決処分について、承認することと致します。

日程第 6 議案第 25 号 平成 31 年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について

○教育長 日程第 6 議案第 25 号 平成 31 年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○学校教育課長 日程第 6 議案第 25 号 平成 31 年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について、岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約第 2 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、平成 31 年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について議決を求める。平成 31 年 4 月 22 日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）及び教科用図書採択地区の設定（昭和 43 年岐阜県教育委員会告示第 4 号）に基づき、瑞穂市教育委員会の議決を求めるもの。

<資料により説明>

～ 質疑・討論 ～

○教育長 小学校の教科書の採択替えの年度となりますので協議会を設置する提案となります。教科書が変わるのでどの教科書にするのかと最終的に決める協議会となります。ですが協議会が決めると言いながらもそこで案ができ、市町の教育委員会に持ち帰り承認を頂き、7 教育委員会から議決が整わないとこの地区の教科書が決まりません。2 重 3 重の議決が必要であり、その協議会をまず設置することについての議題です。最後のページには羽島市教育委員会教育長となっていますが、去年のこの地区の会長であり協議会の事務局もやっているためで、議決書までは羽島に出すこととなっています。今年度どこが事務局をやるかは決まっています。

○教育長 ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第 6 議案第 25 号 平成 31 年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について、可決することと致します。

日程第 7 議案第 2 6 号 瑞穂市教育支援委員の委嘱について

○**教育長** 日程第 7 議案第 2 6 号 瑞穂市教育支援委員の委嘱について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第 7 議案第 2 6 号 瑞穂市教育支援委員の委嘱について、瑞穂市教育支援委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 1 5 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 1 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。平成 3 1 年 4 月 2 2 日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、瑞穂市附属機関設置条例（平成 2 0 年瑞穂市条例第 3 0 号）第 4 条第 2 項の規定により、瑞穂市教育支援委員を委嘱するもの。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** この会での主な業務はどのようなものですか。

○**学校教育課長** 支援を要する児童生徒の就学、教育的支援について審議を頂く機関です。実際には特別支援学級へ入級する児童生徒や通級指導教室に通級する児童生徒の判定も行います。年間 2 回行いまして、そこでの判定を基に子どもたちが入級通級をしていきます。

○**教育長** それぞれの立場からご意見を頂き判定会議を行う。判定はあくまで参考であって必ずしもそうとはなりませんが、そのような形の方が子どものために良いのではという方向で指導させていただいています。委員さんは学校医。小・中学校長。岐阜本巣特別支援学校、市内の特別支援学級担当。専門病院の大学の先生、もとす広域連合幼児療育センターから来ていただいています。

○**教育長** そのほか、ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第 7 議案第 2 6 号 瑞穂市教育支援委員の委嘱について、可決することと致します。

日程第 8 議案第 2 7 号 瑞穂市教育支援センター運営委員の委嘱につ

いて

○**教育長** 日程第 8 議案第 27 号 瑞穂市教育支援センター運営委員の委嘱について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第 8 議案第 27 号 瑞穂市教育支援センター運営委員の委嘱について、瑞穂市教育支援センター運営委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 11 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。平成 31 年 4 月 22 日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、瑞穂市教育支援センター条例（平成 21 年瑞穂市条例第 16 号）第 5 条第 2 項の規定により、瑞穂市教育支援センター運営委員を委嘱するもの。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○**教育長** ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第 8 議案第 27 号 瑞穂市教育支援センター運営委員の委嘱について、可決することと致します。

日程第 9 議案第 28 号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について

○**教育長** 日程第 9 議案第 28 号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について、議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**生涯学習課長** 日程第 9 議案第 28 号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 9 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。平成 31 年 4 月 22 日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、委員が欠けたため、瑞穂市附属機関設置条例（平成 20 年瑞穂市条例第 30 号）第 4 条第 2 項の規定により、瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員を委嘱するもの。

＜資料により説明＞

～ 質疑・討論 ～

○教育長 12名の内、年数の欄が新の6名の方を委嘱するものです。

○生涯学習課長 4番の方ですが未定となっています。社会教育委員の会からなっていますが、会は来月予定しています。委員長になられた方をお願いをしますが併せて議決をいただきたく、お願いいたします。

○教育長 訂正をお願いします。3番の中保育・教育センターを本田第2保育所に訂正をしてください。

○加藤委員 10番の新しい方ですが、行政関係者としてありますが。今回からですか。

○生涯学習課長 昨年度も健康推進課長でした。

○加藤委員 健康福祉の関係はどのようなことですか。

○教育長 乳幼児検診があります。ブックスタートもやっています。
この会の施策としてブックスタートは、健康推進課と生涯学習課が連携してやりますので、この推進会議の委員にもなってもらっています。ブックスタートの成果や課題の意見もここでです。初めて出会う本のセットなどはとても喜ばれています。検診を待つ間の読み聞かせをやっていただいたり、初めて出会う絵本として市からプレゼントなどをしています。

この委員会では読書通帳を作って学校の図書館から借りる本も入れて進めるよう話し合っています。50冊記録できる読書通帳ですが、小学校で通帳が数冊の子がいます。沢山になることが励みになって読んでいると思います。

○教育長 そのほか、ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第9 議案第28号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について、可決することと致します。

日程第10 議案第29号 瑞穂市総合センター屋上防水改修工事の計画について

日程第11 議案第30号 瑞穂市総合センター自家発電設備更新工事の計画について

日程第 1 2 議案第 3 1 号 瑞穂市総合センター大ホールボーダーケーブル取替工事の計画について

○教育長 日程第 1 0 議案第 2 9 号 瑞穂市総合センター屋上防水改修工事の計画について、日程第 1 1 議案第 3 0 号 瑞穂市総合センター自家発電設備更新工事の計画について、日程第 1 2 議案第 3 1 号 瑞穂市総合センター大ホールボーダーケーブル取替工事の計画について、関連もありますので、まとめて議題と致します。

事務局より 3 議案の説明を求めます。

○生涯学習課長 日程第 1 0 議案第 2 9 号 瑞穂市総合センター屋上防水改修工事の計画について、瑞穂市総合センター屋上防水改修工事の計画について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 1 5 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 9 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。平成 3 1 年 4 月 2 2 日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、老朽化に伴う漏水等による事故を未然に防止するため、生涯学習施設維持管理計画に基づき改修を行うもの。

＜資料により説明＞

日程第 1 1 議案第 3 0 号 瑞穂市総合センター自家発電設備更新工事の計画について、瑞穂市総合センター自家発電設備更新工事の計画について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 1 5 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 9 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。平成 3 1 年 4 月 2 2 日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、充電装置の故障に伴い仮設充電器で対応しているため、早急に機器更新の必要があるため。

＜資料により説明＞

日程第 1 2 議案第 3 1 号 瑞穂市総合センター大ホールボーダーケーブル取替工事の計画について、瑞穂市総合センター大ホールボーダーケーブル取替工事の計画について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 1 5 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 9 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。平成 3 1 年 4 月 2 2 日提出、瑞穂市教育委員会教育長 加納博明。提案理由、老朽化に伴う発火等、事故を未然に防止するため、生涯学習施設維持管

理計画に基づき機器を更新するもの。

＜資料により説明＞

○**教育長** 議案第29号 瑞穂市総合センター屋上防水改修工事の計画について、ご質疑ございませんか。

○**加藤委員** シートと塗膜防水とありますがそれぞれの特徴、効果は。

○**生涯学習課長** シート防水はゴムのようなシートの防水で貼り付けます。塗膜防水はウレタンのシートに塗装しながら何層か重ねていく工法になっています。

シート防水は細かい所ですと切れ目を入れるため浸水しますので、そのような細かい所は塗膜防水で行います。

○**加藤委員** 牛牧の防災センターは、施工されてから年数も経っていないが表面が凸凹に見受けられます。施工には注意してやっていただくようお願いします。

○**生涯学習課長** はい。

○**教育長** 築25年で、今しっかりと施工をしないと漏水で建物への被害が予想されます。また一部には雨漏りをしている所もあります。

○**森下委員** 資料で屋根図が1から14に分かれています、塗膜やシートとして14か所に分割して施工するのですか。

○**生涯学習課長** 図は上から見た図面です。階により出っ張った部分もあります。例えば2階の奥にある天井部分などは、その階上の屋根で隠れていますので、そのような部分も防水をします。一番上から見ての区分けとなっています。

○**教育長** そのほか、ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第10 議案第29号 瑞穂市総合センター屋上防水改修工事の計画について、可決することと致します。

○**教育長** 続きまして、議案第30号 瑞穂市総合センター自家発電設備更新工事の計画について、ご質疑ございませんか。

○**加藤委員** 緊急時の対応にとのことですが、操作には特別な技術は必要ですか。誰にでも扱え、長時間使用できるものでなければならないのでは。

○生涯学習課長 自動的に切り替わります。操作に行って切り替えるものではありません。しかし、誰でも対応できるようにマニュアルを設置します。

○加藤委員 燃料は重油ですか。燃料についての供給については。

○生涯学習課長 北側の半地下にあり、車を横に付けます。

○教育長 毎年、エンジンを動かし点検しています。今、それを動かすバッテリーへの充電の部分にも不具合があり、臨時のものにしています。それも早く替えなくてははいけません。

○教育長 そのほか、ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第 11 議案第 30 号 瑞穂市総合センター自家発電設備更新工事の計画について、可決することと致します。

○教育長 続きまして、議案第 31 号 瑞穂市総合センター大ホールボーダーケーブル取替工事の計画について、ご質疑ございませんか。

○森下委員 これは、ホールですね。普段、使う施設であって調整はできていますか。

○生涯学習課長 施設については、メンテナンスとして停止にしています。作業自体は、おおむね 2 週間で行えます。

○森下委員 この期間の中で、おおむね 2 週間の工事ですね。

○生涯学習課長 はい。

○教育長 電気の線が、撓んだり伸びたりして繰り返し 25 年間使用しています。中にある線が劣化して断裂している可能性もあります。ショートや発火の可能性もあり事故防止のために取り替えます。施設維持管理計画により行います。

○加藤委員 年間点検はされていますか。

○生涯学習課長 はい。

○加藤委員 25 年間、ずいぶんと上手に使ってきている。重量も相当あり負担も掛かっています。

○加木屋委員 2 週間とのことですが具体的には何時ですか。

○生涯学習課長 具体的にはまだ。

○加木屋委員 皆さん計画をもって大ホールを使用されています。早めの周知をしてください。

○教育長 そのほか、ご質疑ございませんか。

異議なしと認めます。日程第１２ 議案第３１号 瑞穂市総合センター大ホールボーダーケーブル取替工事の計画について。可決することと致します。

日程第１３ 教育長の報告

○教育長 ４月には、いろいろな総会がありました。出席において感じたことは、スポ少入団式で皆さんの姿勢がとてもよかった。また、総会などで儀式的にやらなければならない例えば辞令交付などは大切にしていかなければならないが、あまりにも形式的に行っている会も見受けられます。そういったものは、今後の働き方改革という時代ともなっているから、そろそろ見直しの時期に来ているのではないかと思います。例えば保育所でも保護者に集まってもらう会を行っている、行っていない園があります。正確には、全部の園ではやっているのですが、やり方が実際に保護者が集まる総会と、紙面により総会の資料を渡しておいてご意見を頂く総会をやっている園もあります。みんなで考え直したらいいのではないかと感じます。逆に、教育委員会事務局では交付式を去年から入れました。訓示式では、今年のどのようなことをテーマにしていくのか訓示したところです。２点を重点事項にあげました。１点目は「連携とＰＲ」です。２点目は「質の高い教育・保育を目指す」です。これからのテーマとして取り組んでいきたいと思います。

日程第１４ その他

○教育長 日程第１４ その他に入ります。

教育次長。

○教育次長 統一選挙がありました。６月より新しい市長さんになられます。

議員さんは補欠選挙でありましたので昨日からのスタートです。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 穂積保育所の仮園舎からほづみの森こども園さんに移行がで

きました。仮園舎の取り壊しを5月連休明けに順次行います。

○**教育長** 学校教育課長。

○**学校教育課長** 年度が変わり、職員の組織や児童・生徒の組織が変わったりすると時々安定を損なうこともあります。今年度は幼・小・中と良いスタートを切っています。全国学力学習状況調査がありました、今年度から少し変わり中学校に英語が加わりました。聞くこと、読むこと、書くこと、話すことの4観点を問う内容になっていまして、コンピューターを使つてのテストも入ってきました。ずいぶん内容も変わってきました。

○**教育長** 幼児支援課長。

○**幼児支援課長** 放課後児童クラブの定員増加によるタクシー配送ですが、本田小は2名、穂積小の4名がタクシーで中小学校と西小学校に送り届けています。全員に聞いてはいませんが、穂積小は多くの人数で先生に見てもらっていますが、中小に行ったら少人数で行われており楽しまれているとの感想を聞きました。しかし、今後、空きが出ればタクシーではなく、通っている学校の方に入っていただきます。

○**教育長** 生涯学習課長。

○**生涯学習課長** 巢南公民館、市民センター、総合センター、各体育施設について6月よりインターネット予約が始まります。通常予約はインターネットで予約していただきますが、スポーツ少年団や子供会など優先予約については、従来のおり紙ベースのまま生涯学習課へ提出していただければ予約となります。インターネット予約は、2か月前からの予約となります。各団体や説明会で説明をしています。

○**教育長** ご質問はございませんか。

○**加藤委員** 全国学力調査について**中学校の英語については、全国対象ではなかったのですか。**

○**学校教育課長** コンピューターのスペックもあります。コンピューターがある一定のスペックを備えていないと対応できません。瑞穂市は、3中学校とも対応できる機能でしたので行いました。

○**教育長** 放課後児童クラブはタクシー輸送をしなくても、その学校の近くでや

りたい。本田小は場所の確保ができて改修工事を行います。指導者の方がみえればいいのですが、各所に声を掛けてはいますが委員の方からも先生がみえれば幼児支援課までご紹介をしていただければ助かります。

○加藤委員 夏休みは、人数も増えますが対応できますか。

○幼児支援課長 集計を取りましたが、穂積小が駅西会館を使用しても入りきれません。西と中は空きがあります。そちらに行っていただければ、面積的にはどこかには行けます。ただし、去年も先生が足りなくて高学年はお断りしなくてはなりませんでした。

○教育長 夏休みなので大学生でもいいので、大学回りをしたり募集物を貼ってもらうなどしています。朝日大学では直接声をかけていただき、来てもらったりして助かっています。場所は確保ができる状況です。

○幼児支援課長 夏休みは、生津小は工作室を使用させていただきます。本田小は多目的室。穂積小は駅西を使用しますが先ほどの説明のとおり定員を超える状況です。牛牧小は面積要件であれば入れそうです。西小、中小は空いています。南小は図書館の上階の部屋を使用します。ただし、同じ場所ではないため多くの先生が必要となります。

○加藤委員 どのくらいの人数が必要ですか。

○教育長 夏休みは朝から夜までと時間が長くなるので、先生もローテーションを組みます。1日1か所でも1ポジションに多くの人数が必要となります。

○加藤委員 PRをして、老人の方にもお願いしたらどうですか。

○教育長 お知り合いの方でも見えれば助かります。

○加木屋委員 大学生の方ですが、資格の規定はありますか。

○幼児支援課長 要綱上は、教育・保育福祉に関する教科を取得している学生となっています。

○加木屋委員 去年はどのくらいの方がみえましたか。

○幼児支援課長 学生の方は、10名ぐらいいたと思います。朝日大学、聖徳学園からは多く来ていただきました。

○教育長 夏休みで学校の支援員さんが中には少しおみえになります。

○森下委員 朝日大学は、看護と同様に教職課程センターがあります。そこに

お声をかければどうですか。

○**教育長** 保育所保育士、給食センターの補助職員も募集しています。

○**教育長** 次回教育委員会会議の開催について

次回の会議ですが、平成31年5月30日、木曜日、午後2時00分から第5回瑞穂市教育委員会定例会を開催したいと思います。

また予備として、第6回瑞穂市教育委員会定例会を平成31年6月24日、月曜日、午後2時00分から開催予定をしたいと思いますのでよろしくお願いします。

閉会の宣告

○**教育長** これをもちまして、平成31年第4回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。

閉会 午後3時8分

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

令和元年 5月30日

瑞穂市教育委員会 教育長 加 納 博 明

委 員 森 下 伊 三 男

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。